

令和6年6月6日開催

第3回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和6年度 第3回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和6年6月6日(木)
2. 開催時刻 開 刻 13時31分
閉 刻 14時12分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 12人

会 長	18番	石丸 博雄
会長職務代理者	17番	佐藤 克哉
委 員	1番	林 秀和
委 員	3番	西塚 仁志
委 員	4番	鈴木 智志
委 員	6番	大河原正一
委 員	8番	小山田和美
委 員	10番	菅井 誠
委 員	12番	西原 弘子
委 員	13番	鈴木 和弘
委 員	15番	相田 幸博
委 員	16番	関口 隆宏

5. 欠席委員 6人

委 員	2番	早川 剛司
委 員	5番	坂本 俊彦
委 員	7番	須藤 智弘
委 員	9番	笹原 仁
委 員	11番	原田喜一郎
委 員	14番	西 美紀

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	8番	小山田和美
委 員	17番	佐藤 克哉

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

第3 議案第1号 農業振興地域整備計画(農用地区域除外)について

議案第2号 農地法第3条による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長	原 吉生

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和6年度第3回（R6.6.6）遠軽町農業委員会総会を開催します。

　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員12名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、8番　小山田委員、17番　佐藤委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長　諸般の報告）

事務局長　それでは、諸般の報告をいたします。まず、令和6年5月8日、第2回農業委員会総会。次に5月28日、全国農業委員会会長大会が東京都で行われまして、石丸会長が出席しております。同じく次の日29日、農業委員会会長・事務局長研修会ということで、こちらも石丸会長が出席しております。次に、今後の予定でありますけど、6月7日、女性農業委員の集いが北見で行われます。こちらには、石川主幹と西委員と西原委員に出席していただく予定となっております。6月11日、北海道農業者年金協議会理事会が札幌市で行われ、石丸会長が出席いたします。6月18日から20日、第3回遠軽町議会（定例会）が開催され、石丸会長、広瀬事務局長が出席予定です。6月26日、北海道農業会議第97回通常総会が札幌市で行われ、石丸会長が出席いたします。翌日27日、北海道農業者年金協議会総会が同じく札幌市で開催され、石丸会長が出席をいたします。7月3日、農業委員会事務局長研修会が札幌市で行われ、広瀬事務局長が出席予定です。7月5日、第4回農業委員会総会が行われます。以上です。

議長　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

　なお、本日審議される案件の中に「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件があります。

　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

議長　それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」の8件を議題とします。

　事務局から、議案を説明させます。

（事務局　議案朗読説明）

事務局　2ページをお開きください。議案第1号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規

則第3条の2第2項の規定により、遠軽町から別紙のとおり農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）についての意見を求められたので、これを承認する。令和6年6月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

3ページをお開きください。その1。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、現況地目「原野」、面積「2, 915㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「太陽光発電所設置」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「2, 915㎡」、4 農用地区域除外の理由「太陽光発電所設置」。位置図については、11ページを参照願います。

続きまして4ページ、その2。1 農用地区域外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外3筆」、現況地目「原野」、面積「4筆合計47, 824.23㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「造林」。3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「47, 824.23㎡」。4 農用地区域除外の理由「造林」。位置図については、12ページを参照願います。

続きまして5ページ、その3。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、現況地目「原野」、面積「2筆合計34, 959㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「造林」。3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「34, 959㎡」。4 農用地区域除外の理由「造林」。位置図については、13ページを参照願います。

続きまして、その4。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、現況地目「原野」、面積「19, 477㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「造林」。3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「19, 477㎡」。4 農用地区域除外の理由「造林」。位置図については、14ページを参照願います。

続きまして7ページ、その5。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、現況地目「原野」、面積「2筆合計11, 076㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「造林」。3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「11, 076㎡」。4 農用地区域除外の理由「造林」。位置図については、15ページを参照願います。

続きまして8ページ、その6。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、現況地目「原野」、面積「4, 063㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「非農地（作業現場増設）」。3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「4, 063㎡」。4 農用地区域除外の理由「非農地（作業現場増設）」。位置図については、16ページを参照願います。

続きまして9ページ、その7。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、現況地目「畑」、面積「7, 844㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「造林」。3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「7, 844㎡」。4 農用地区域除外の理由「造林」。位置図については、17ページを参照願います。

続きまして、その8。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、現況地目「畑」、面積「5, 013㎡」、所有者「●● ●●」。2 農用地区域除外後の土地利用計画「造林」。3 農

用区域除外後の土地利用計画面積「5, 013㎡」。4 農用区域除外の理由「造林」。位置図については、18ページを参照願います。
以上です。

議 長 これより、議案第1号（その1）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号（その2）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号（その3）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号（その4）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号（その5）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号（その6）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号（その7）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号（その8）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議

題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局

19ページをお開きください。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請について下記のとおり提出があったので許可の可否について議決を求める。令和6年6月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号4 賃貸借であります。所在「●●●」、地番「●●の内外3筆」、公募地目「山林」「畑」、現況地目全て「畑」、面積「4筆計30,000㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、労働力「●● ●●3名」、経営面積「●● ●●365,796㎡」、申請理由・貸主「農地の有効活用のため」、借主「経営規模拡大のため」。位置図については、20ページを参照願います。

以上です。

議長

これより、議案第2号「整理番号4」についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長

質疑がないようでありますから、採決を行います。

議案第2号「整理番号4」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(意義なしの声)

議長

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の16件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局

21ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年6月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号19。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計25,018㎡」、貸主「●● ●●●●」、借主「●● ●●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「年75,000円」、支払方法「毎年12月末まで

に指定口座振込」。位置図については、26ページを参照願います。

続きまして、整理番号20。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「10,812㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、26ページを参照願います。

続きまして、整理番号21。所在「●●●」、地番「●●の内外3筆」、公募地目「原野」「宅地」「畑」、現況地目全て「畑」、面積「4筆合計27,000㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「年81,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、27ページを参照願います。

続きまして、整理番号22。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目「畑」「原野」、現況地目全て「畑」、面積「2筆合計62,144㎡」、貸主「●● ●● 相続人 ●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和11年6月13日」、期間「5年」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、27ページを参照願います。

整理番号23。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「10,493㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、27ページを参照願います。

続きまして、整理番号24。所在「●●●」、地番「●●外8筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「9筆合計87,533㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「10a当り2,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、28ページを参照願います。

続きまして、整理番号25。所在「●●●」、地番「●●外2筆」、公募地目・現況地目全て「畑」、面積「3筆合計114,049㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「10a当り2,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、28ページを参照願います。

整理番号26、所在「●●●」、地番「●●の内外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計35,000㎡」、貸主「●● ●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和11年6月13日」、期間「5年」、金額「10a当り2,000円」、支払方法「毎年12月末

までに指定口座振込」。位置図については、29ページを参照願います。

続きまして、23ページ。整理番号27。所在「●●●」、地番「●●の外10筆」、公募地目「畑」「原野」、現況地目全て「畑」、面積「11筆合計105,617㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、30ページを参照願います。

整理番号28。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計43,638㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「10a当り2,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、30ページを参照願います。

続きまして、整理番号29。所在「●●●」、地番「●●の外2筆」、公募地目「畑」「宅地」、現況地目全て「畑」、面積「3筆合計39,115㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和11年6月13日」、期間「5年」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、30ページを参照願います。

続きまして、24ページ。整理番号30。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計43,199㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和16年6月13日」、期間「10年」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、30ページを参照願います。

続きまして、整理番号31。所在「●●●」、地番「●●外13筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「14筆合計164,213㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年6月14日」、終期「令和11年3月30日」、期間「4年9ヶ月」、金額「年118,000円」、支払方法「毎年12月10日までに指定口座振込」。これは、農地保有合理化事業の5年タイプの賃貸借となっております。

続きまして、25ページ、所有権移転です。整理番号32。所在「●●●」、地番「●●外3筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「4筆合計92,121㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年6月14日」、支払時期「令和6年11月29日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で5,800,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、31ページを参照願います。

続きまして、整理番号33。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計11,411㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年6月14日」、支払期限「令和6年8月

30日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で500,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、32ページを参照願います。

続きまして、整理番号34。所在「●●●」、地番「●●外4筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「5筆合計82,392㎡」、譲渡人「●● ●●・●● ●●（持分1/2づつ）、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年6月14日」、支払期限「令和6年7月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で5,767,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、33ページを参照願います。

以上です。

議長 これより、議案第3号「整理番号19から23」5件について質疑を行います。但し、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。これより、議案第3号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号20」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号23」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号19～23」の審議が終了しましたので、
「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号19～23」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第3号「整理番号24」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 3 号「整理番号 2 5」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 3 号「整理番号 2 6」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 3 号「整理番号 2 7」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第 3 号「整理番号 2 8」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 3 号「整理番号 2 9」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号30」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号31」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号32」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号33」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号34」について質疑を行います。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。これより、議案第3号「整理番号34」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号「整理番号34」の審議が終了しましたので、
「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号34」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議長 次に、議案第4号「現況証明願いについて」の2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 34ページをお開きください。議案第4号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和6年6月6日提出。遠軽町農業委員会 会長 石丸 博雄。

35ページをお開きください。別紙 整理番号11。所在「遠軽町●●●」、地番「●●●」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「325㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●●●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域内にあり、現況は宅地となっております。畑以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、36ページを参照願います。

整理番号12。所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、地目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「20,449㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●」氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、農業振興地域例外地であり、現況は山林となっております。畑以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、37ページを参照願います。

以上です。

議 長 これより、議案第4号「整理番号11」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、追加されました議案第5号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 追加議案になります。議案第5号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和6年6月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

別紙 整理番号13、所在「遠軽町●●●」「遠軽町●●●」、地番「●●外3筆」、地目公簿「田」「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「4筆合計12,301㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、農業振興地域例外地であり、現況は原野となっております。田畑以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、4ページを参照願います。
以上です。

議 長 これより、議案第5号「整理番号13」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和6年度第3回遠軽町農業委員会総会を閉会しま
す。